

市第10号議案

中区における町区域の変更

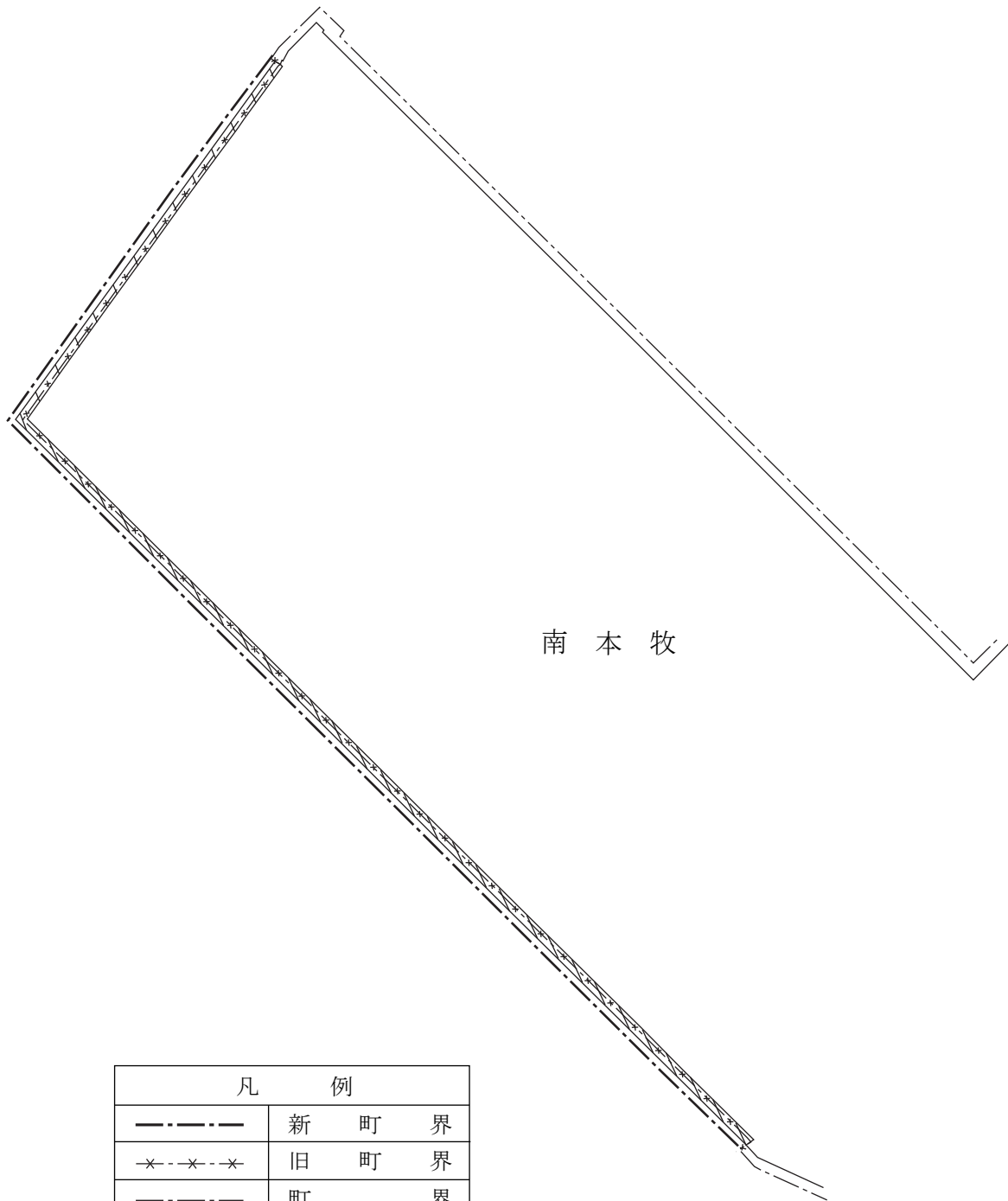
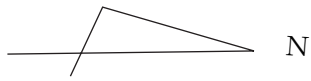
次のように中区において町区域を変更する。

令和5年5月24日提出

横浜市長 山中竹春

変更後の区域	変更後の区域に編入する現在の区域	
町名	土地の所在	区域図
中区南本牧	中区南本牧地先	別図のとおり

中区における町区域の変更図



凡 例	
— · — · — · —	新 町 界
- x - x - x -	旧 町 界
— — — — —	町 界
▨	町区域変更箇所

提 案 理 由

中区南本牧地先公有水面埋立地を中区南本牧に編入したいので、
地方自治法第 260 条第 1 項の規定により提案する。

参 考

地方自治法（抜粋）

第260条 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。

（第2項及び第3項省略）